

総務省プラットフォーム研究会  
2018年12月21日

# 米国におけるプライバシー保護法制等の 動向：カリフォルニア州法を中心に

筑波大学図書館情報メディア系

准教授 石井 夏生利

# 本日の内容

- 主にカリフォルニア州プライバシー保護法の内容を中心に、米国におけるプライバシー保護法制等の動きを紹介する。

# プライバシー保護に関する連邦法

- 公的部門：1974年プライバシー法
- 民間部門：セクトラル方式の法令
  - ✓金融分野：1970年公正信用報告法、1978年金融プライバシー権利法、1999年金融サービス近代化法(グラムリーチブライリー法)
  - ✓通信分野：1934年通信法、1968年総合犯罪防止及び街頭安全法、1986年電子通信プライバシー法、2003年キャン・スパム法(迷惑メール防止法)
  - ✓児童の保護：1998年児童オンライン・プライバシー保護法(COPPA)
  - ✓医療分野：1996年HIPAAに基づくプライバシー・ルール及びセキュリティ・ルール、2009年経済及び臨床医療のための健康情報技術法(HITEC Act)に基づく侵害通知義務→2013年総合ルール
- FTCの規則制定権限及び執行権限：公正信用報告法、HIPAAプライバシールール、児童オンラインプライバシー保護法、迷惑メール防止法など

# ホワイトハウスによる一般法の提案 (オバマ政権時代)

- 2012年2月23日：消費者データプライバシーに関する政策文書が公表
- 2015年2月27日：消費者プライバシー権利章典法案(討議文書)が公表
- 連邦議会で消費者プライバシー権利法に関する法案が複数提出されるも、制定されず。

# FTC年次報告書(2017)



- Lenovo : ソフトを使った機微情報の無断収集
- Uber : 従業員による利用者情報へのアクセスを継続的に監視
- Blue Global : 借入希望者の情報を制限なく提供
- Upromise : ポイント還元アプリの説明不足
- VIZIO : スマートテレビを通じた消費者情報の無断収集と提供
- SQ Capital : 虚偽の借入情報の提供
- ACDI Group : 虚偽の借入情報の購入と督促
- Stark Law : 虚偽の借入情報の収集
- Turn. Inc : クッキー削除によるオンライン追跡の停止に関わる虚偽表示
- Jerk.com : Facebookからの情報収集と格付け

([https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/privacy-data-security-update-2017-overview-commissions-enforcement-policy-initiatives-consumer/privacy\\_and\\_data\\_security\\_update\\_2017.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/privacy-data-security-update-2017-overview-commissions-enforcement-policy-initiatives-consumer/privacy_and_data_security_update_2017.pdf))

## FTC法第5条①

- FTC法第5条は、消費者プライバシー保護の場面でFTCが執行を行う根拠規定であり、現在では連邦プライバシー関連法の主たる法律に位置づけられている。
- 「商取引における又は商取引に影響を及ぼす不公正若しくは欺瞞的な行為又は慣行は、本法により違法と宣言する。」

## FTC法第5条②

- 違反行為については、排除措置命令、民事罰、提訴の対象となる。
- 消費者を騙す実務は「欺瞞的」、データ漏えいの場合は「不公正」
- 実際は「同意命令」(同意審決といわれることもある)という一種の和解手続によって、審判手続を経ずに解決することが多い。
- 民事罰の最高額は、違反毎に41,484ドル(FTC法第5条(l)、第5条(m)(l)(A)、第5条(m)(l)(B)に基づくFTC規則)。


# プライバシーシールド

- 2016年7月12日：EU-U.S.プライバシーシールドに関する十分性決定
- 2017年1月12日：スイス－アメリカ
- 商務省国際防衛局が運営
- 諸原則遵守に関する商務省への自己認証(1年毎)、プライバシーポリシーの公表、FTCの執行
  - ✓ 諸原則：通知、選択、第三者移転、安全性、完全性及び目的制限、アクセス、救済・執行及び責任



# プライバシーシールドリスト



Log In 

google

ACTIVE INACTIVE Advanced

<b>Google LLC</b> Mountain View, California	Framework EU-U.S. Privacy Shield Swiss-U.S. Privacy Shield	Covered Data ⓘ HR, Non-HR
--	--	------------------------------

● Active

+ 1 Covered Entity

[? Questions or Complaints](#)

- 4241事業者は有効、 301事業者は無効 (<https://www.privacyshield.gov/list>)

# FTCのプライバシーシールドに基づく執行

- 2018年11月19日時点
- 誤認表示について、4社との間で同意命令が最終承認
- IDmission LLC：プライバシーシールドの手続完了前にプライバシーポリシーに表示
- SmartStart, VenPath, and mResource：期限切れ後もプライバシーシールド参加を表示し続けた。
  - ✓ SmartStart, VenPath：プライバシーシールド参加中に収集した個人情報の保護を継続するか、又は、命令から10日以内に返還若しくは破棄しなければならない。

# プラットフォーム事業者への共同規制的アプローチ

- 諸原則の策定→宣言→宣言に拘束
  - ✓違反への執行(同意命令的なもの?)
  - ✓苦情救済への充実
  - ✓透明性の担保、情報のアップデート
- プライバシーシールド的アプローチを取るのであれば、執行、救済、透明性の3点を担保することが重要。

# 同意判決と同意命令

- 同意判決(consent decree)

- ✓ 司法省反トラスト局が連邦裁判所に提起した民事訴訟において、原告(司法省)と被告があらかじめ判決の内容について合意し、その合意の内容に沿った判決を得て民事訴訟手続を終了させるもの。
- ✓ 裁判所の承認が必要

- 同意命令(consent order)

- ✓ 連邦取引委員会(FTC)の事件処理において、FTCと事業者があらかじめ命令の内容について合意し、その合意の内容に沿った命令を発出して事件を終結させるもの。
- ✓ 30日間のパブコメを経て確定するが、裁判所の関与なし

内閣府独占禁止法審査手続についての懇談会2014年12月24日「諸外国における調査協力を促す仕組み等について」([https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng\\_5th/mtng\\_5-2-4.pdf](https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng_5th/mtng_5-2-4.pdf))、大軒敬子「確約制度の国際比較～国際法の観点から～」2017年6月23日([https://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h29/44\\_notice\\_files/170623opseminar\\_2.pdf](https://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h29/44_notice_files/170623opseminar_2.pdf))。

# Privacy Shield Update(欧州議会調査サービス)

- 2018年7月26日付
- とりわけケンブリッジ・アナリティカ事件により、十分な保護レベルを保障しているか否かについて、いくつかの懸念がある。
- オンブズパーソンの指名遅延(オンブズパーソン代理のみ)
- CLOUD Actに基づき、米国の捜査機関が、民間事業者の保有する米国外の情報(電子メールSNSへの投稿)を保全・開示請求できることへの懸念
- Schrems 2.0事件：アイルランドの高等法院から欧州司法裁判所への付託をめぐる争い

# カリフォルニア州のプライバシー保護への取組

- 憲法第1条に基づくプライバシー保護
- 2002年セキュリティ侵害通知法  
(CAL. CIV. CODE § § 1798.29(a),1798.82(a))
- 2005年シャイン・ザ・ライト法(CAL. CIV. CODE § 1798.83)
- 2013年追跡防止法(CAL. BUS. & PROF. CODE § 22575)
- 2013年消しゴム法(CAL. BUS. & PROF. CODE §§ 22580-22582)
- 2014年生徒のプライバシー保護法(CAL. BUS. & PROF. CODE § 22584)

# カリフォルニア州プライバシー保護法：制定背景

- 2017年10月 州民発案(ballot initiatives)
- 2018年3月 ケンブリッジ・アナリティカ事件
- 2018年6月 州民発案の取り下げと引き換えに消費者プライバシー法成立
- 2018年9月 一部改正

# カリフォルニア州プライバシー保護法の構成

- 第1条 法律の名称
- 第2条 議会の認識事項
  - ✓ ケンブリッジ・アナリティカ事件に言及
- 第3条 民事法典第1.81.5編に挿入される具体的規定
- 第4条 本法の規定の分離可能性



# カリフォルニア州プライバシー保護法の要点

- 開示請求権(第1798.100条、第1798.110条、第1798.115条)
- 消去請求権(第1798.105条)
- オプトアウト権(第1798.120条、第1798.135条)
- 差別禁止(第1798.125条)
- 権利行使のために事業者が講じるべき措置(第1798.130条)
- 定義(第1798.140条)
- 民事訴訟(第1798.150条)
- 民事罰(第1798.155条)
- その他

# 開示請求権

(第1798.100条、第1798.110条、第1798.115条)

- 個人情報収集する事業者に対する、
  - ✓ 個人情報の種類と個別情報の開示請求権、事業者による利用目的の通知義務、目的外利用規制等(第1798.100条)
- 個人情報収集する事業者に対する、
  - ✓ 個人情報の種類、収集元の種類、事業目的、共有先第三者の種類、個別の個人情報等の開示請求権(第1798.110条)
- 個人情報を販売し又は事業目的で提供する事業者に対する、
  - ✓ 収集した個人情報の種類、販売した個人情報の種類と販売先第三者の種類、事業目的で提供した個人情報の種類の開示請求権(第1798.115条)

# 消去請求権(第1798.105条)

- 消費者による事業者への個人情報消去請求権(直接収集の場合)
- 事業者による消去請求権が存在することの通知義務
- 消去請求を受け、自社の記録から消去し、サービス提供者にも消去するよう指示する事業者の義務

事業者と消費者の間の契約履行、セキュリティインシデント検出、エラーの特定とデバッグ、言論の自由行使、法律遵守のため、学術調査のため等、9つの場合に例外が認められている。

# オプトアウト権(第1798.120条、第1798.135条(a)項)

- 自己の個人情報第三者に販売する事業者に対する販売停止請求権(オプトアウト)
- 16歳未満の場合の販売禁止(オプトイン)

 そのために

- 事業者のインターネットのホームページに、「個人情報の販売お断り」と題して、消費者又は代理人が当該消費者の個人情報の販売をオプトアウトできるウェブ・ページに向けて、明確で目立つリンクを張る。
- 事業者のプライバシーポリシー、消費者の権利に関するカリフォルニア州独自の説明の中で、「個人情報の販売お断り」のウェブ・ページに向かう別のリンクとともに、オプトアウト権を説明する。

# 差別禁止(第1798.125条)

- 消費者の権利行使を理由とした差別禁止
  - 商品又はサービスを提供しない。
  - 値引き若しくは他の特典の活用又はペナルティの徴収などを通じて、商品又はサービスに異なる価格又は料金を課す。
  - 異なるレベル又は品質の商品又はサービスを提供する。
  - 商品若しくはサービスに異なる価格若しくは料金を課せられることなどを示唆する。

# 例外

- 消費者のデータによって消費者に与えられる価値と差異が合理的に関連する場合は、異なる価格、料金を課し、異なる商品若しくはサービスの品質やレベルを提供することができる。
- 事業者は、個人情報収集、個人情報の販売又は個人情報の消去に対し、消費者への補償金支払いなどの金銭的インセンティブを提供することができる。
- 消費者が事業者によりオプトインの同意を与え、いつでもオプトインを撤回できる場合に限り、事業者は消費者を金銭的インセンティブ・プログラムに加入させることができる。ただし、不正な、不合理な、威圧的な又は高利貸し的な金銭的インセンティブの実務を用いてはならない。

# 権利行使のための措置(第1798.130条)

- フリーダイヤル、ウェブサイト
- 請求から45日以内の開示義務
- 事業者のプライバシーポリシー、州独自のプライバシー権に関する説明、事業者のウェブサイト上での表示と月1回の更新
  - ✓ 権利の説明及び請求を提出する方法
  - ✓ 過去12か月間に事業者が収集、販売、事業目的で開示した消費者に関する個人情報の種類一覧。該当がない場合はその事実の開示。

# 主な定義①(第1798.140条)

- 「消費者集団情報」
  - ✓ 個々の消費者の身元が除去された、消費者のグループ又はカテゴリーに関連した情報で、装置等を介して特定の消費者又は世帯に関連付けられておらず又は合理的に関連付けが不可能なものをいう。「消費者集団情報」とは、匿名化された一又は複数の個々の消費者記録を意味しない。
- 「事業者」：営利目的事業者で下記のいずれかを満たすこと
  - ✓ 年間粗利益が2500万米ドルを超えること
  - ✓ 年間5万を超える消費者、世帯又は装置に係る個人情報を購入し、営利目的で受領し、販売又は商業目的で共有すること
  - ✓ 消費者の個人情報の販売から自己の年間収益の50%超を得ていること



## 主な定義②(第1798.140条)

- 「事業目的」 (Business purpose)
  - ✓事業者若しくはサービス提供者の営業目的、又はその他の通知された目的での個人情報の使用をいう。
  - ✓取引関連の監査、セキュリティインシデントの検知、エラーの特定とデバッグ、短期的かつ一時的な使用、アカウントの維持管理やカスタマーサービスの提供などの代理業務、内部調査、サービス又は送致の改善等。
- 「営利目的」 (Commercial purpose)
  - ✓ある者の商業的又は経済的利益を増進すること
  - ✓非営利的言論は含まれない。

## 主な定義③(第1798.140条)

- 「消費者」
  - ✓2017年9月1日時点におけるカリフォルニア住民である自然人。あらゆる固有識別子をはじめ、その識別方法を問わない。
- 「推測する」又は「推測」
  - ✓事実、証拠又は情報若しくはデータのその他の入手元から情報、データ、予測又は結論を導き出すことをいう。

## 主な定義④(第1798.140条)

- 「個人情報」とは、特定の消費者又は世帯について、直接的又は間接的に、識別し、関連付け、説明し、連想させ又はこれらと合理的に連結することのできる情報をいう。個人情報には次のものが含まれるが、これに限定されない。
  - ✓実名、仮名、郵便住所、固有の個人識別子、オンライン識別子、IPアドレス、電子メールアドレス、アカウント名、社会保障番号、運転免許証番号、旅券番号又はその他の類似の識別子
  - ✓第1798.80条(e)に定める個人情報の種類
  - ✓カリフォルニア州法又は連邦法に基づく保護対象分類とされている属性
  - ✓取引情報
  - ✓生体情報
  - ✓閲覧履歴、検索履歴等を含むインターネット又はその他の電子ネットワーク活動による情報

# 続き

- ✓地理位置情報
- ✓音声、電子、視覚、温度、嗅覚又はこれらに類似する情報
- ✓職業又は雇用関連の情報
- ✓教育情報
- ✓消費者の好み、特性、心理的傾向、好み、性質、行動パターン、考え方、知性、能力及び適性を反映した消費者に関するプロフィールを作成するために、本条で特定されたいずれかの情報から引き出された推測
- 一般公開されている情報、すなわち、連邦政府、州政府又は地方自治体の記録から適法に入手できる情報は含まれない。

\*匿名化、仮名化の定義は省略。

## 主な定義⑤(第1798.140条)

- 「処理」
  - ✓ 自動的手段によるか否かを問わず、個人データ又は一連の個人データについて実行される単一又は一連の作業をいう。
- 「販売する」、「販売している」、「販売」又は「販売した」
  - ✓ 事業者が他の事業者又は第三者に、口頭、書面又は電子的若しくはその他の手段により、金銭的又はその他の有価の対価と引き換えに、消費者の個人情報販売、貸与、開示、発信、利用提供、譲渡、又はその他の方法で移転することをいう。

# 民事訴訟(第1798.150条)

- セキュリティ違反による不正アクセス等に対する民事訴訟
  - ✓ 消費者1人、事案1件につき100ドル以上、750ドル以下の金額、又は、実際の損害額のいずれか多い方に対する損害賠償
  - ✓ 差止命令による救済又は宣言的救済
  - ✓ 裁判所が適切とみなす他の救済
- 消費者が30日間の通告書を事業者に交付し、事業者がそれに応じて是正を行い、違反がこれ以上起きないことを明記した声明書を消費者に交付した場合、消費者は提訴することができない。

# 民事罰(第1798.155条)

- あらゆる企業又は第三者は、本編の規定の遵守の仕方に関する指針として州司法長官の意見を求めることができる。
- 違反通告から30日以内に是正しない場合は本編違反となり、州司法長官の父権訴訟により民事罰を科せられる。
  - ✓故意の違反1件につき7500ドル以下の民事罰
  - ✓和解金の分配
    - 州裁判所と州司法長官の費用回収のために創設される消費者プライバシー基金に20%。
    - 民事罰を求める裁判が提起された管轄区に80%

## その他(第1798.160条)

- 消費者プライバシー基金
- 本編の執行のために提起された訴訟に関連して州裁判所が負担した費用、及び本編に基づく州司法長官の職務を履行するために州司法長官が負担した費用を補填するための基金(裁判所と司法長官の費用補填のためにのみ用いられる)



# 消費者プライバシー保護法の評価

- 透明性の向上、差別禁止への例外の広範性、金銭的インセンティブの不明瞭さ、公的機関による公開情報が除外されることの問題、私的訴権の限界、消費者プライバシー基金が消費者保護に資するものではないこと等。
- GDPRの米国版？
  - ✓消費者保護法、民間事業者、権利規定が中心、法定賠償と民事罰、金銭的インセンティブを認めるなどの違い。
- 包括的な連邦法を制定する動き？



## アップルのクックCEO、企業の個人データ収集に警鐘--欧州のGDPRを称賛

Liam Tung (Special to ZDNet.com) 翻訳校正：編集部 2018年10月25日 11時00分

Tim Cook氏は欧州のプライバシー監視機関に対して現地時間10月24日、データとプライバシーをめぐる世界規模の「危機」は実在すると述べ、人々の好み、恐れ、望みが、個人データを収集する企業の間で「軍隊のように効率的に」取り引きされていると警告した。

同氏は、欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）を称賛する熱のこもったスピーチを繰り広げ、そうした個人情報の取引が「データ産業にまで発展している」と主張した。

「日々の情報から極めて個人的な情報まで、われわれの個人情報に武器化され、軍隊を思わせるほどの効率的なやり方で、われわれ自身に向けられている」と、Cook氏は民間企業による個人情報の利用を批判した。

ベルギーのブリュッセルで開催中の第40回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議（ICDPPC）で行ったこの基調講演でCook氏は、プライバシーとデータ収集をめぐり、以前に名指して批判していたFacebookに言及することはなかった。

しかし同氏は、個人データの大量収集は行動の監視につながるとして、警戒感をあらわにした。

「われわれの好き嫌い、友人や家族、人との関係や会話、願望と恐れ、希望と夢に基づいて、日々、巨額のカネが動き、無数の決定がなされている」とCook氏は述べた。

(<https://japan.cnet.com/article/35127534/>)

# 法案提出状況

BILL

1. [H.R.4081](#) — 115th Congress (2017-2018)

**Consumer Privacy Protection Act of 2017**

**Sponsor:** [Rep. Cicilline, David N. \[D-RI-1\]](#) (Introduced 10/19/2017) **Cosponsors:** (11)

**Committees:** House - Judiciary, Energy and Commerce, Financial Services, Budget

**Latest Action:** House - 11/01/2017 Referred to the Subcommittee on Crime, Terrorism, Homeland Security, and Investigations. ([All Actions](#))

**Tracker:** **Introduced** > Passed House > Passed Senate > To President > Became Law

BILL

2. [S.2124](#) — 115th Congress (2017-2018)

**Consumer Privacy Protection Act of 2017**

**Sponsor:** [Sen. Leahy, Patrick J. \[D-VT\]](#) (Introduced 11/14/2017) **Cosponsors:** (7)

**Committees:** Senate - Judiciary

**Latest Action:** Senate - 11/14/2017 Read twice and referred to the Committee on the Judiciary. ([All Actions](#))

**Tracker:** **Introduced** > Passed Senate > Passed House > To President > Became Law

- Consumer privacyで検索をかけると225の法案が提出  
(<https://www.congress.gov/>)

# ケンブリッジ・アナリティカ事件を受けた法案

## S.2728 - Social Media Privacy Protection and Consumer Rights Act of 2018

115th Congress (2017-2018) | [Get alerts](#)

**BILL** [Hide Overview](#) ✕

**Sponsor:** [Sen. Klobuchar, Amy \[D-MN\]](#) (Introduced 04/23/2018)

**Committees:** Senate - Commerce, Science, and Transportation

**Latest Action:** Senate - 04/23/2018 Read twice and referred to the Committee on Commerce, Science, and Transportation. ([All Actions](#))

**Tracker:**

**Introduced** Passed Senate Passed House To President Became Law

## H.R.5815 - CONSENT Act

115th Congress (2017-2018) | [Get alerts](#)

**BILL** [Hide Overview](#) ✕

**Sponsor:** [Rep. Capuano, Michael E. \[D-MA-7\]](#) (Introduced 05/15/2018)

**Committees:** House - Energy and Commerce

**Latest Action:** House - 05/15/2018 Referred to the House Committee on Energy and Commerce. ([All Actions](#))

**Tracker:**

**Introduced** Passed House Passed Senate To President Became Law

## H.R.6547 - APPS Act of 2018

115th Congress (2017-2018) | [Get alerts](#)

**BILL** [Hide Overview](#) ✕

**Sponsor:** [Rep. Johnson, Henry C. "Hank," Jr. \[D-GA-4\]](#) (Introduced 07/26/2018)

**Committees:** House - Energy and Commerce

**Latest Action:** House - 07/27/2018 Referred to the Subcommittee on Digital Commerce and Consumer Protection. ([All Actions](#))

**Tracker:**

**Introduced** Passed House Passed Senate To President Became Law

## H.R.6548 - Data Broker Accountability and Transparency Act of 2018

115th Congress (2017-2018) | [Get alerts](#)

**BILL** [Hide Overview](#) ✕

**Sponsor:** [Rep. Johnson, Henry C. "Hank," Jr. \[D-GA-4\]](#) (Introduced 07/26/2018)

**Committees:** House - Energy and Commerce

**Latest Action:** House - 07/27/2018 Referred to the Subcommittee on Digital Commerce and Consumer Protection. ([All Actions](#))

**Tracker:**

**Introduced** Passed House Passed Senate To President Became Law

Congress. Gov.からの検索結果(<https://www.congress.gov>)

# トランプ政権：NTIAの自主的プライバシー枠組への取組

1. Organizations should be **transparent** about how they collect, use, share, and store users' personal information.
2. Users should be able to exercise **control** over the personal information they provide to organizations.
3. The collection, use, storage and sharing of personal data should be **reasonably minimized** in a manner proportional to the scope of privacy risks.
4. Organizations should employ **security** safeguards to protect the data that they collect, store, use, or share.
5. Users should be able to reasonably **access and correct** personal data they have provided.
6. Organizations should take steps to **manage the risk** of disclosure or harmful uses of personal data.
7. Organizations should be **accountable** for the use of personal data that has been collected, maintained or used by its systems.

2018年11月13日に意見募集結果を公表(<https://www.ntia.doc.gov/press-release/2018/ntia-releases-comments-proposed-approach-protecting-consumer-privacy>)